

令和5年度「北中野農村公園」に係る事業報告書等評価結果

北中野農村公園については、北中野町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月17日

施設名	北中野農村公園
設置目的	自然観察、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、市民の農村環境保全意識の高揚を図り、併せて市民の健康の増進に資するため、農村公園を設置する。
所在地	青森市浪岡大字北中野字天王195番地
指定管理者	【名称】北中野町内会 【代表者】会長 伊藤 芳男 【住所】青森市浪岡大字北中野字天王94番地
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	公園内の安全対策や、草刈・清掃等の管理が適切に行われている。また、定期的な点検により、利用者の安全確保がなされている。	○	
運営について	施設利用にかかる市民からの苦情もなく、要望に対しては迅速な対応に努め、検討を要する内容のものについては町内会で審議し、また市とも協議しながら対応している。	○	
事業実施結果について	町内会交流事業の会場として施設利用がなされ、地域コミュニティーの促進に努めている。	○	
収支決算書について	指定管理料以外の経費混入はなく、予算と決算の乖離も見られない。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施状況、収支決算書については、適正であると評価され、今後も引き続き適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 農林水産部農地林務課  
【電 話】 0172-62-1179（直通）  
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp